

令和2年度 茨城町放課後児童クラブ児童募集

今年度より受付期間が変更となります

児童クラブとは？

放課後適切な生活の場を提供することにより、児童の健全育成を図ることを目的としています。

入会基準

保護者が次のいずれかの理由で放課後の時間帯等に児童をみることができない状態にある世帯で、原則として、その他家族（祖父母など）も同様の状態に限ります。

- ・常時働いている場合
- ・保護者が病気療養中等で児童をみるのが困難な場合
- ・妊娠、出産の場合（産前、産後期間のみ入会可。育児休暇中は対象外）
- ・同居の親族を常時介護、看護している場合

対象児童

小学校1年生から6年生までの児童

※応募人数が定員超過してしまった場合、原則として低学年（1年生～3年生）から優先して受け入れを行います。

児童クラブ一覧

児童クラブ名	開設場所	定員数
長岡児童クラブ	長岡小学校内（1階西側教室）	70
葵児童クラブ	葵小学校敷地内専用室	70
大戸児童クラブ	大戸小学校敷地内専用室	70
青葉児童クラブ	青葉小学校敷地内専用室	130

料金（減免制度あり。対象者の要件についてなど、詳しくはお問い合わせください）

保護者負担金	金額	備考
平日（月～金）利用	月額 6,000円	同一世帯で2人以上入会する場合は、第2子半額／月額第3子無料／月額
平日（月～金） + 土曜日利用	月額 8,000円	
長期休み（8月）	月額に4,000円を加算した額	

※その他おやつ代金が別途かかります（毎月2,000円程度）。

受付期間

令和2年1月8日（水）～1月24日（金） 午前8時30分～午後5時15分

※土・日・祝日を除く（毎週水曜日は延長窓口のため午後7時まで受付）

※例年より受付期間が早まりましたので、ご注意ください。

【問合せ先】 こども課 子育て支援グループ ☎ 029-240-7144（直通）

いいみらい

11月30日は「年金の日」です!!

厚生労働省では、「国民一人ひとり、『ねんきんネット』等を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく日」として、11月30日を「年金の日」としました。

この機会に、「ねんきん定期便」や「ねんきんネット」で、ご自身の年金記録や年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。

▶ねんきんネットとは

インターネットでいつでもご自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額について、ご自身の年金記録を基に様々なパターンの試算をすることができる、日本年金機構のサービスです。詳しくは、日本年金機構のホームページでご確認いただくか、水戸南年金事務所までお問い合わせください。

インターネットの利用が難しい方

茨城町保険課では、「ねんきんネット」でご自分の情報を確認できます。①公的機関発行の顔写真つき身分証明書②基礎年金番号の分かるもの③印鑑（朱肉使用のもの）をご持参ください。なお、ご本人以外の方が来庁する場合、委任状が必要です。

※旧法による年金受給者や共済加入中の方は本サービスを受けられません。

※年金記録に関する具体的な質問や厚生年金の記録などについては、水戸南年金事務所にお問い合わせください。

【問合せ先】 水戸南年金事務所 ☎ 029-227-3253
茨城町保険課 ☎ 029-240-7113（直通）

水の凍結による漏水にご注意を！

これから寒い季節になると水が凍結することがあります。凍結すると蛇口から水が出なくなるだけでなく、水道管が破損して漏水する原因にもなります。漏水すると、多額の水道料金や修理費がかかってしまう恐れがありますのでご注意ください。

◆どんなとき「凍結」しやすい？

- ・気温がマイナス4℃以下になる。
- ・夜間など長時間水を使用しない。
- ・水道管が露出している（特に屋外や日陰、寒風が当たりやすい場所にある水道は注意が必要です）。

◆「凍結」を予防するには？

- ・保温材などにより水道管を保護する。
- ・凍結防止ヒーターを取り付ける。

◆「凍結」してしまったら？

凍結している箇所（蛇口など）にタオルなどを巻きつけ、ゆっくりとぬるま湯をかけてください（熱湯をかけると破損する恐れがあります）。

◆「漏水」してしまったら

- ① 元栓を閉めてください（水道メーターボックス内のバルブを閉めると水は止まります。このバルブがないご家庭もありますので、予めご確認ください）。
- ② 茨城町指定給水装置工事事業者へ修理を依頼してください（指定の工事事業者を利用した場合は、漏水した分の水道料金の減免を1か月分受けることができます。工事事業者については、水道課のホームページをご覧ください）。

宅地内で工事を行うときは

家屋の解体や柵・塀の設置等の宅地内工事の際に、重機などにより水道管を破損して漏水する事故が多く起きています。

工事で水道管を破損させると、漏水した水の水道料金や修理費が原因者の負担となるばかりでなく、破損した箇所によっては、付近を断水して水道管の修理を行わなければならないこともあり、周辺のご利用者に影響が出る場合があります。工事を行う前には必ず水道課で水道管の埋設位置をご確認ください。

【問合せ先】 水道課 ☎ 029-292-0235（直通）

高齢者を対象とした無料の歯科健康診査

高齢者の口腔機能の低下や肺炎等の疾病を予防するために、無料の歯科健康診査を実施しています。対象の方でまだ受診されていない方は、ぜひご利用ください。

対 象

茨城県後期高齢者医療広域連合の被保険者で、前年度75歳、80歳、85歳の方

- ① 昭和18年4月1日～昭和19年3月31日生まれの方（満75歳）
- ② 昭和13年4月1日～昭和14年3月31日生まれの方（満80歳）
- ③ 昭和8年4月1日～昭和9年3月31日生まれの方（満85歳）

※対象となる方には、8月中旬頃に健診の案内を送付しています（施設入所者等は除きます）。

※再発行を希望される場合は、茨城県後期高齢者医療広域連合までご連絡ください。

実施期間

令和元年12月31日（火）まで

※ただし、歯科医療機関の休診日は除きます。

健診内容

口腔内の状態を確認する検査や、口腔機能評価など。

※入れ歯の方も受診できます。

受診場所

茨城県歯科医師会に所属の歯科医療機関のうち、健診の案内と併せて送付している「実施歯科医療機関一覧」に記載のある医療機関

受診方法

- ① 受診を希望する方は、実施歯科医療機関に後期高齢者医療歯科健康診査事業で健康診査を受診する旨を伝えて、予約をしてください。
- ② 受診日までに、受診票内の問診項目をご記入のうえ、受診日当日に被保険者証、受診券、受診票、健康手帳、歯ブラシをお持ちになって受診してください。

【問合せ先】 茨城県後期高齢者医療広域連合 事業課 保健資格班 ☎ 029-309-1212